

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市河芸庁舎 3 階 防災本部室

出席部会委員 1 池田 長義・ 2 太田 義政・ 3 森 恒利・ 5 青木 正司
6 赤塚 薫・ 7 伊藤 征一・ 9 大田 武士・ 10 奥山 堪五郎
14 前田 紀男・ 15 杉谷 正美・ 20 中川 文博・ 22 中林 長一
23 平井 秀次・ 43 後藤 勝・ 48 前川 正次

以上 15 名

欠席委員 13 丹羽 芳久・ 16 田中 茂人

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 奥野事務局長・ 鈴木次長・ 竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 9 大田 武士・ 14 前田 紀男

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 6 号 農業生産法人の新規登録について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 買受適格証明願 (公売) について

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第5回第1農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は2名、出席は15名です。 きょうは、丹羽さんの議事録署名でございましたけれども、きょうは欠席で ございますので、前田紀男さんのほうでよろしく願いをいたします。</p>
事 務 局	<p>議事録の署名の関係は、大田委員さんと前田委員さんということで。よろし くお願いします。 それでは、すみません。事務局のほうから説明をさせていただきます。 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございま す。 番号1から6で、2ページになりますが、合計で件数は6件、面積は 10,188㎡でその内訳は田が8,698㎡、畑が1,490㎡でございま す。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意によ り解約したものであります。 3ページから6ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございま す。 番号1から10で、6ページになりますが、合計で件数は10件、面積は 51,192㎡で、その内訳は田が3万380㎡、畑が20,812㎡でござ います。 これらにつきましては、相続の届け出でございす。 なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性があり ますので、届出人に対して指導しております。 7ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでござい ます。 番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は田で2,022㎡でございま す。 8ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権 移転）でございす。 番号1及び番号2、駐車場用地、番号3、一般個人住宅用地。 件数はこの3件で、合計面積は419㎡。この内訳は田が76㎡、畑が 343㎡でございす。 9ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸 借）でございす。 番号1、一般個人住宅用地。 件数はこの1件で、合計面積は田で277㎡でございす。 10ページをお願いいたします。</p>

報告第6号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

番号1、_____株式会社、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で50ha、畑で3ha、合計53ha。

この1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

11ページ、12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高茶屋、受人 _____、面積1,120㎡、渡人 _____、面積6,475㎡、申請地 高茶屋小森町野田 _____、帳地目・現況地目とも田、面積1,424㎡外4筆、合計面積6,297㎡です。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号2、地区 高野尾、受人 _____、面積11,314㎡、渡人 _____、面積21,803㎡、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積30㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積5,228㎡、渡人 _____、面積1,068㎡、申請地 高野尾町六呂 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積328㎡外1筆、合計面積377㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積7,062㎡、渡人 _____、面積4,948㎡、申請地 高野尾町北山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,530㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高野尾、受人 _____、面積17,717㎡、渡人 _____、面積991㎡、申請地 高野尾町西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積991㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 明、受人 _____、面積6,820㎡、渡人 _____、面積10,435㎡、申請地 芸濃町中縄下興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,051㎡外4筆、合計面積8,136㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

12ページをお願いします。

番号7、地区 辰水、受人 _____、面積7,465㎡、渡人 _____、面積11,566㎡、申請地 美里町家所西代_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積474㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件で、合計面積は17,835㎡、この内訳は、田が13,783㎡、畑が4,052㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
それでは、1番、白塚。

奥山委員 10番、奥山です。事務所の説明どおり問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 2番、高野尾野。

赤塚委員 6番、赤塚です。2番から5番まで一括報告させていただきます。
2番は、30㎡で、これ、隣地に畑があり、田でしたけれども畑になっております。3番は、この方は、イチゴのハウスを建てるということで、譲り受けるということ。4番は、これは、少し遠いところで、白塚地区の方ですけれども、真面目に農業をやっているということ。5番は、奈良県の遠方の方で、離農したいということで、_____さんが譲り受けるということで、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 6番、明。

杉谷委員 15番、杉谷です。事務局の説明どおりでございます。親子ですけれども、息子さんが耕作はするようでございますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

中川委員 20番、中川です。事務局の説明どおりで、何ら問題はございませんので、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして

(農業委員会許可) 事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)でございます。

番号1、地区 神戸、申請者 _____、申請地 神戸西ノ口 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,327㎡です。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものですが、既にこの目的で利用している部分があり、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積737㎡。

これにつきましては、申請地を貸し駐車場用地とするものですが、昭和53年ごろから建設重機置き場、資材置き場等に利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 長野、申請者 _____、申請地 美里町南長野中村 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積437㎡外1筆、合計面積498㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び進入路用地とするものですが、既に宅地及び進入路に造成されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、当該申請地は、平成25年4月に耕作目的で取得した土地で、早期の転用に当たりますが、農業後継者として農業に携わるため実家近くに住宅を建設するとの理由書が提出されております。

番号4、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町穴倉内戸 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積76㎡。

これにつきましては、平成25年6月に、隣接地と一体利用の上、申請地を太陽光発電施設用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

パネル設置面積は、115.2㎡で、全体面積の37.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生平尾 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,206㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は366.24㎡、転用面積の30.36%です。利用率が低い原因として、のり面部分があり、土地が不整形であるとの理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町田端上野西観 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積158㎡外1筆、合計面積277㎡。

これにつきましては、平成元年ごろ植林をしており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は4,121㎡、この内訳は、田が3,107㎡、畑が1,014㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、神戸。

池田委員 この間現地確認をしてもらいまして、何ら問題ないということで、よろしく
お願いします。

議長 2番、明。

杉谷委員 15番、杉谷。事務局の説明どおりでありまして、何ら問題はないと思いま
す。よろしくお願いいたします。

議長 3番、長野。

中川委員 20番、中川です。3番、4番合わせて説明します。
13日に現場確認をいたしました。何ら問題がないと思います。よろしくお
願いします。

議長 5番、草生。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明のとおりでございまして、何ら問題ありま
せんので、よろしくお願いします。

議長 6番、明合。

中林委員 22番、中林です。事務局の説明ありましたように、既にもう植林はされて
おります。問題点は何らございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがで
ございでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定い
たします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農
業委員会許可・所有権移転）ですが、番号16番につきましては、_____の
関係でございますので、先に番号16番の決裁をさせていただきます。

退席のほう、お願いいたします。

< _____ 退席 >

議 長 それでは、番号 16 番の説明をお願いいたします。

事務局 18 ページの番号 16 をお願いいたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町田端上野北浦 _____、台帳地目 畑、現況地目 原野、面積 624 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、杉、ヒノキを植林するものです。

なお、申請地は、昭和 45 年ごろから耕作放棄地となっており、渡人から始末書の提出があります。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員お願いします。

平井委員 23 番、平井です。この土地につきましては、細長い土地で、両側が譲り受け人の山林になっておりまして、その間ですのもう何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室して下さい。

< _____ 委員着席 >

議 長 それでは、異議なしと認め、番号 16 番につきましては許可をすることに決定をいたします。

それでは、1 から 15 番までの説明をお願いいたします。事務局お願いします。

事務局 14 ページをお願いいたします。

引き続き、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号 1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野くノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 398 m² 外 3 筆、合計面積 1,228 m² です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接山林と一体

利用の上、利用可能部分を太陽光発電施設用地に、残りの農地部分には植林するものです。

隣接山林を含めた太陽光発電施設としての利用面積は832㎡、このうちパネル設置面積は347.43㎡で41.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、受人 _____株式会社代表取締役_____
渡人 _____、申請地 河芸町三行大谷_____
台帳地目・現況地目とも田、面積105㎡外1筆、合計面積245㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、土砂置き場及び選別作業用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、受人 株式会社_____
代表取締役_____
渡人 _____外1名、申請地 芸濃町椋本下モ田_____
台帳地目・現況地目とも田、面積1,649㎡外1筆、合計面積2,101㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、10区画の建て売り分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本巾_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積551㎡外1筆、合計面積1,629㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、共同住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積359㎡。

これにつきましては、昭和30年ごろ、口頭で売買し住宅を建てたもので、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森_____
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積79㎡。

これにつきましては、平成14年10月ごろから番号5の宅地への通路としており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積191㎡。

これにつきましては、昭和30年ごろ、口頭で売買し住宅を建てたもので、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町南長野中村_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積403㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、既に造成されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、当該申請地は、渡人が、平成25年4月に耕作目的で取得した土地で、早期の転用に当たりますが、受人の父親から譲渡の要望があったためとの理由書が提出されております。

番号9、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町南長野中村_____
台帳地目 田、現況地目 道路、面積60㎡外1筆、合計面積121㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び進入路用地とするものですが、既に造成されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、当該申請地は、渡人が、平成25年4月に耕作目的で取得した土地で、早期の転用に当たりますが、議案第2号番号3で転用申請されております後継者の居宅建築敷地の一部として利用するためとの理由書が提出されております。

番号10、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____株式会社 _____、申請地 美里町穴倉内戸 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積134㎡外2筆、合計面積636㎡。

これにつきましては、議案第2号番号4の土地と一体利用の上、平成25年6月から、申請地を太陽光発電施設用地及び管理用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。パネル設置面積は、115.2㎡で、管理用地を除く部分(305㎡)の37.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 村主、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町前野里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積85㎡外5筆、合計面積1,346㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地にするものです。

このうちパネル設置面積は917.28㎡で、転用面積の68.14%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、番号13は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

番号12、地区 安濃、受人 _____(使用借人、有限会社 _____代表取締役 _____)、渡人 _____、申請地 安濃町内多東大澤 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積79㎡。

続きまして、番号13、地区 安濃、受人 _____(使用借人、有限会社代表取締役 _____)、渡人 _____、申請地 安濃町内多東大澤 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積2,261㎡外1筆、合計面積2,307㎡。

この2件につきましては、受人は、渡人からそれぞれの申請地を譲り受け、造園業の資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いします。

番号14、地区 明合、受人 株式会社 _____代表取締役 _____、渡人 _____外1名、申請地 安濃町東観音寺幡上 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積3.63㎡外4筆、合計面積1,557.63㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、5区画の建て売り分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明合、受人 株式会社 _____代表取締役 _____、渡人 _____外14名、申請地 安濃町田端上野西観 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積310㎡外28筆。17ページになりますが、合計面積は6,963㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地にするものです。パネル設置面積は5,028.48㎡で、転用面積の

72. 21%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、番号16を除いた件数は15件、合計面積は19,244.63㎡、
この内訳は、田が7,705.63㎡、畑が11,539㎡でございます。
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。番号1から15番について、地元委員さん
のご意見を伺います。
それでは、順次お願いをいたします。1番、一身田。

青木委員 5番、青木です。先日15日の日に、会長、副会長、事務局立ち会いのもと
現地確認しました。何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議長 2番、黒田。

前田委員 担当は丹羽委員ですけれども、本日は欠席です。私も事務局と現地を確認し
ました。何ら問題ございません。

議長 3番、4番、棕本。

杉谷委員 15番、杉谷。事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします
ます。

議長 5番、6番、7番、明。

杉谷委員 15番、杉谷。5番・6番・7番につきまして、元元は1筆の土地で、住宅
用地、通路と分筆するものでございまして、あと事務局の説明どおりでござい
ます。よろしくお願いいたします。

議長 8番、9番、10番、辰水、

中川委員 20番、中川です。8番、9番、10番につきまして、第2号議案で許可し
ていただきました申請と関連いたしまして、事務局の説明どおりで、何ら問題
ございません。よろしくお願いいたします。

議長 11番、村主。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんので、よ
ろしくお願いいたします。

議長 12番、13番、安濃。

中林委員 22番、中林です。12番、13番につきまして、事務局の説明のありまし
たように、_____の資材置場として取得するもので、問題はございませ

でよろしくお願ひいたします。

議 長 14番、15番、明合。

中林委員 22番、中林。14番、15番につきまして、14番は、ただいま説明がありましたように、建売住宅用地5戸分でございます、何ら問題ございません。

15番の太陽光発電でございますが、これは、ごらんのように皆小さな畑がたくさんありまして、筆数はかなりありますが、全部で約7反。これは太陽光発電用地としてこのたび転用申請が出てきたものでございまして、15日にも現地確認検査を受けておりまして、何ら問題点はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、番号1から15番については、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 19ページをお願ひいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借り人 株式会社_____代表取締役_____外3者、貸し人 _____外10名、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積76㎡外11筆、合計面積1,330.52㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と8カ月間の賃貸借契約を締結し、申請地を_____のための現場事務所、資材置場及び駐車場用地として一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、豊津。

前田委員 丹羽委員の担当なんですけれども、_____の建築作業所の期間延長ということにして、何ら問題ございません。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借権）事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 椋本、借し人 _____株式会社代表取締役_____、貸し人 _____、申請地 芸濃町椋本東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積495㎡外2筆、合計面積2,207㎡です。</p> <p>これにつきましては、借り人は、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、1,202.8㎡で、全体面積の54.5%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。</p> <p>1番、椋本。</p>
杉谷委員	<p>15番、杉谷。田中委員が欠席をしております、以前にこの隣に許可していただいた場所に太陽光発電ができていますけれども、隣でございまして、何ら問題がないと思います。よろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定をいたします。</p> <p>それでは、次に、議案第6号 買受適格証明願について（公売）について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>21ページをお願いいたします。</p>

議案第6号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、地区 新町、公売対象農地 神納町_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積257㎡、申請人 _____。

これにつきましては、津税務署による公売に参加するための買受適格証明でございます。

また、農地法第3条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）も同時に提出されておりますので、あわせて審議をいただこうとするものです。

この案件につきまして、申請人の耕作面積は7,404㎡で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、買受適格証明をしても差し支えないものと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定をいたします。

次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 22ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 片田、願出者 _____、申請地 片田志袋町向_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積46㎡です。

これにつきましては、建物の全部事項証明書で昭和63年に申請地に居宅が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 大里、願出者 _____、申請地 大里山室町前田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積128㎡。

これにつきましては、建物の全部事項証明書で昭和60年以前に申請地に倉庫が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町南神山井上_____、台帳地目 畑、現況地目 原野、面積152㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日に撮影されました国土地理院撮影の航空写真により、この時点で既に荒廃化していることが確認でき、農地へ

の復元も困難であると判断されます。

このことから、申請地は耕作放棄後、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号4、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町今徳北出 _____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積19㎡外1筆、合計面積38㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日に撮影されました国土地理院撮影の航空写真により、のり面として利用されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は4件、合計面積は364㎡、この内訳は、田が190㎡、畑が174㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
1番、片田。

森委員 3番、森でございます。14日に、地元委員と現地確認をしていきました。ただいま事務局の説明どおり、宅地として利用しておりますので、特に問題はありません。本件申し立てのとおり証明をお願いしたいと思います。

議長 2番、大里、私でございます。
これは、もう合併する前からのずっと前の分でございます、小さいところか、そこに小屋を建てて現在に至っております。何ら問題なかろうと思っておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。
それでは、3番、4番、村主。

平井委員 23番、平井です。これにつきましても、3番、4番、ともに事務局の説明どおりでございます、現地確認もいたしました、何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明をすることに決定をいたします。
それでは、別紙でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

まず、津地区をごらんください。田の賃貸借、使用貸借で76,171㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,183㎡、契約件数は41件でございます。

河芸地区につきましては、集積はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で118,279㎡、畑の賃貸借で633㎡、契約件数は22件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で35,748㎡、契約件数は10件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で6,906㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて237,104㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で2,816㎡、合計契約件数は78件、合計面積は239,920㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区12件、安濃地区22件、芸濃地区7件、合計で41件、合計面積185,028㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしというお言葉をいただきました。ありがとうございました。

これをもちまして第5回第1農業部会を終了させていただきます。

午前10時53分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年5月21日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____